**平成２２年（フ）第１０２号**
兵庫県明石市大久保町大窪2107－１プレステージ大久保Ⅲ－502
債務者　大西美由紀
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第３３号**
兵庫県朝来市山東町三保628番地２
債務者　山本　**藤**男
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２１年（フ）第１７０号**
山口県柳井市新庄1908番地
債務者　西森　博子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２２年（フ）第１９号**
山口県熊毛郡平生町大字曽根2009番地の３
債務者　石井　　薫
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２２年（フ）第２０号**
山口県柳井市柳井4528番地１
債務者　川上　勝也
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２２年（フ）第３５号**
富山市高屋敷527番地　レオパレス・ウィル101号
債務者　村田　憲昭
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６１号**
富山市向新庄137番地13
債務者　河村かず子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３４７号**
青森県弘前市大字田町４丁目４番地３　コーポ田町202号
債務者　田澤　弘樹
１　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２１年（フ）第３７０号**
青森県南津軽郡大鰐町大字居土字居土６番地１
債務者　浅利　克孝
１　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第５４号**
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村元69番地２
債務者　三浦　一豊
１　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第５６号**
青森県弘前市大字城東北３丁目４番地６　グランデＳＡＫＵＲＡ102号
債務者　小田桐静香
１　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２０号**
群馬県桐生市広沢町２丁目3390番地の４
債務者　中里　直美
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第４３号**
神奈川県横須賀市根岸町４丁目33番３－108号
債務者　清水　広美
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第３９１号**
名古屋市中川区新家１丁目1102番地　宮田荘11棟905号
債務者　黒﨑　　登
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５８７号**
名古屋市昭和区八事富士見801番地　ライオンズマンション八事ガーデン参番館203号
債務者　黒野理恵美
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２８号**
長崎県雲仙市千々石町戊429番地
債務者　本多　昭夫
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第１９号**
岐阜県可児市中恵土70番地６
債務者　佐藤　　緑
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部